

歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下「事務連絡」という。）に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成する。

なお、当該一覧は、厚生労働省が公表する。

2 調査対象施設

全ての歯科診療を行う医療機関とする。

3 調査実施方法

事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」（以下「調査票」という。）に必要事項を記入し、メール又はFAXで提出する。

※熊本県庁ホームページにも様式を掲載しています。

(https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_32415.html)

4 調査票の提出

(1) 提出期限

令和2年（2020年）5月7日（木）

※提出期限後、電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、提出期限にかかわらず随時、調査票を提出すること。

(2) 提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 総務・医事班

E-mail : iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

FAX : 096-385-1754

(3) 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 総務・医事班

電話 : 096-333-2205（直通）